

中国人民政治協商會議上海市委員会及び
冯国勤 主席

(本文書は冯国勤 主席、周太彤 副主席の各々に提出)

平素より当地における日系企業活動に対して多大な御支援を頂き、御礼申し上げます。

さて、本年9月6日に「中国で就業する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法」(中華人民共和国人力資源和社会保障部令第16号)により、駐在員の社会保険加入が義務付けられました。目下、上海市人民政府において同暫定弁法に基づく実施細則の策定作業を進めておられるところと理解しております。

このような中、当地日系企業には、多くの駐在員が数年で本国に戻るため、「掛け捨て」になるのではないかと、現地法人にとって膨大なコスト負担増になるのではないかと等の懸念が広まっています。

このため、我々は、上海市政治協商會議を通じて、上海市人民政府に対し、下記のとおり、要望いたします。

記

1. 「二国間社会保障協定」締結までの経過措置の導入

ほとんどの日系企業では、駐在員が本国で各種社会保険を納付しているため、中国で社会保険に加入しなければならなくなった場合、「二重払い」が発生します。

また、現状のままで駐在員の社会保険が義務付けられた場合、下記(1)～(3)のような問題が発生します。

このような中、保険料の二重払いや掛け捨てを防止するため、貴国と日本との間で社会保障協定締結のための交渉が既に行われております。社会保障協定の締結・発効までの間の「二重払い」を防止し、かつ、下記(1)～(3)の問題を回避するため、既に交渉の始まった国の国籍を有する外国人については、社会保険加入に対する経過措置(執行の延期、任意加入の継続等)を導入していただくようお願いいたします。

(1) 失業保険の適用に係る問題

駐在員と雇用主との間で労働契約が解除された場合、就労ビザを失うことから、原則、本国に帰国せざるをえなくなります。このため、失業保険を納付し

たとしても、実際は受給できないと想定されます。失業保険の適用免除、駐在員の帰国時における保険料返還制度等の措置が必要になると考えられます。

(2) 生育保険の適用に係る問題

生育保険については、現在、上海市の城鎮戸籍を有し、かつ、計画内生育に属すること等の支給要件が定められていますが、外国人がこうした条件を満たし支給対象なることは難しいと考えられます。外国人従業員を生育保険の加入対象からの除外、帰国時に保険料返還制度等の措置が必要になると考えられます。

(3) 医療保険対象の医療機関に係る問題

駐在員の多くが言語上の問題から外国人向けの通院が余儀なくされておりますが、現在、医療保険に指定されている医療機関には、それら外国人向けの私立病院や華東病院国際医療サービス等は含まれておりません。外国人の生活実態に即した指定医療機関の範囲の拡充が必要と考えられます。

2. 上記1. に合わせ、以下の(1)及び(2)の事項についても十分に勘案していただくようお願いいたします。

(1) 基数計算の上限制度の継続

大連市労働和社会保障局傘下の社会保険基金管理中心から、大連市では、平均月給給与の3倍までとする基数計算の上限が企業負担分に関して撤廃されるとの通知がなされ、大きな追加負担が発生するとの懸念が広がっております。こうした事態を受けて、大連日本商工会では、大連市・李万才市長に同規定の撤回を求める要望書を9月2日付けで提出しております。

上海市については、今後とも同様の措置はとられないものと推察いたしますが、基数計算の上限の設定を引き続き継続していただくようお願いいたします。

(2) 日本本国の法人と雇用契約を結んでいる等の駐在員の適用除外

日本本国の法人と雇用契約を結んでおり、当該法人から報酬等を受け駐在している駐在員は、従来海外医療保険に加入するとともに、日本の年金保険に加入しており、駐在期間も数年の短期となることから、社会保険加入による恩恵をほとんど受けられないと考えられます。

このため、上記に該当する駐在員については、社会保険強制加入の適用除外としていただくようお願いいたします。

少なくとも日本本国の法人が負担している報酬等については、中国の社会保険料の計算に算入されないことを明確化していただくようお願いします。

多くの日系企業は、日本から最新の技術や日本式の洗礼されたサービス等を導入するために、本国から日本人を派遣し、貴市の産業高度化とサービス産業の育成発展に大きく貢献しております。

こうした中、上海市政府による奨励の下、貴市に地域本部を設置する日本企業が増加傾向にある中、駐在員に係るコスト負担が急激に増加すれば、貴市の産業高度化に貢献してきた日本企業の対上海投資戦略の見直し等につながりかねないと懸念しています。

つきましては、貴市進出日系企業の安定的な事業環境の継続と日本企業による貴市への投資の増加を図るとともに、今後とも当地日系企業が貴国の安定した経済発展に貢献できるようにするために、柔軟な対応を御検討いただくようお願いいたします。

また、細則に係る制度運用について、日本人及び日系企業に対して説明会を実施するなどの情報周知に努めていただくようお願いいたします。

2011年11月16日
上海日本商工クラブ